

「消費税法改正に伴う認定手数料に関するお知らせ」

認定センターでは、消費税法改正に伴い、消費税の対象となっております認定業務*1につきまして、消費税率引き上げに伴う「経過措置」*2により、消費税率の取扱いは下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 平成25年9月30日までに受け付けた認定業務については、消費税率引き上げの施行日である平成26年4月1日に業務が完了*3していない場合であっても、消費税率5%が適用されます。
2. 経過措置の指定日*4である平成25年10月1日以降に受け付けた認定業務については、平成26年3月31日までに業務が完了した場合には消費税率5%が適用され、平成26年4月1日以降に業務が完了した場合には消費税率8%が適用されます。
3. 消費税率引き上げの施行日である平成26年4月1日以降に受け付けた認定業務については、消費税率8%が適用されます。

認定センターでは、上記の経過措置及び認定業務の標準的な処理期間*5を考慮して、平成25年11月1日以降の受付分につきましては、認定手数料に消費税8%を加算して請求させていただきます。ただし、平成26年3月31日までに業務が完了した場合は上記2.が適用されますので、消費税率の差額3%をご返金いたします。

また、平成25年10月1日から平成25年10月31日の受付分につきましては、平成26年4月1日以降に業務が完了した場合には、消費税率の差額3%を追加で納付していただきます。

以上、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

平成25年10月11日
独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター (IAJapan)

*1) 消費税対象の認定業務

- ・ ASNITE 認定審査（新規申請及び追加申請）
- ・ ASNITE 認定事業者の定期検査
- ・ JCSS 国際 MRA 対応認定事業者の定期検査
- ・ JNLA 国際 MRA 対応認定事業者の定期検査
- ・ 技能試験及び測定監査

（JCSS 登録（更新）審査、JNLA 登録（更新）審査、MLAP 認定（更新）審査は法令で定める手数料ですので消費税は加算されません。）

*2) 経過措置については、国税庁消費税室公表資料「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」（平成25年4月）をご覧ください。認定業務は問24の「その他の請負に類する契約」に該当します。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

*3) 業務完了日とは、以下の認定日、通知日等をいいます。

- ・ ASNITE 認定審査にあつては認定又は認定拒否が決定した日（例：認定証に記載される最新交付日）
- ・ ASNITE、JCSS 及び JNLA の定期検査にあつては認定継続又は認定継続拒否が決定した日（例：認定継続通知日）
- ・ 技能試験にあつては技能試験最終報告書の発行日、測定監査にあつては測定監査結果通知日

*4) 経過措置の指定日（平成25年10月1日）とは、消費税率の引き上げられる施行日（平成26年4月1日）の半年前になります。

*5) 標準的な処理期間とは、申請受付から業務完了までの認定センターの業務処理日数であり、およそ150日程度（ただし、技能試験・測定監査を除く。）です。申請事業者又は認定事業者の対応日数（例：不適合事項に係る是正処置日数等）は含まれません。

【手数料に関するお問い合わせ先】

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター(IAJapan) 計画課 菊池、大木

メール：iajapan-info@nite.go.jp

電話：03-3481-1946

FAX：03-3481-1937